

## 広島県生活環境の保全等に関する条例

### (事業者の責務)

第 86 条 <sup>①</sup>事業者は、産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法その他の規則で定める方法により、<sup>②</sup>受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければならない。

### (能力の確認方法)

規則第 71 条 条例第 86 条の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

- 一 受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法
- 二 受託者の運搬車両、保管施設、処理施設等を実地に調査する方法
- 三 その他<sup>③</sup>前二号と同等以上に受託者の能力を確認できる方法

### 【趣旨】

産業廃棄物の処理をめぐっては、不法投棄の問題をはじめ不適正な処理が問題となっています。これは、廃棄物の性状や量に応じて適正処理ができるかどうか等までは確認を義務づけられていないことが一つの要因となっています。

(例：処分場の残存容量が僅かしかない場合、汚泥の許可を取得しているが、有機性汚泥の処理はできない場合など。)

本条の規定は、廃棄物処理法で義務づけられている産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の基準（法律第 12 条第 6 項）に加えて、委託しようとする産業廃棄物を適正に処理する能力があるか確認することを義務づけています。これは、法律第 12 条第 7 項で規定されている、「産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」を補完するものとしての意味を持っています。

### 【解説】

- ①「事業者」…特定の者ではなく、全ての事業者が対象となります。
- ②「受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認」…廃棄物処理法で定められている、受託者が、当該産業廃棄物についての処理に関する許可を有していることの確認だけでなく、現実には処分が可能な能力（最終処分の場合であれば最終処分場に処分が可能な残存容量など）があることなどを確認する必要があります。
- ③「他前 2 号と同等以上に受託者の能力を確認できる方法」…具体的には、行政機関への照会や処理業者のホームページで確認する方法等が考えられます。

**【質疑応答】**

**Q**／受託者の処理能力を確認したことについては、証拠書類を作成し、保管しなければならないのでしょうか？

**A**／条例上は、証拠書類の作成、保管については義務づけていませんが、確認したことが分かるような何らかの書類を作成し、相当の期間保管することが望ましいといえます。

**Q**／事業者が本条の規定により、受託者の処理能力を確認しようとしたところ、受託者がこれに協力せず、能力の確認ができなかった場合はどうなるのでしょうか？

**A**／受託者が契約に際して、その処理能力の公開を拒むなど、自らの処理能力について明らかにしないことは、条例第 87 条に規定する情報の公開についての努力義務規定に違反しているといえます。またそのような事業者産業廃棄物の処理を委託することは、不適正処理のおそれが懸念されますから、他の処理業者に委託するべきだというのが、本条の趣旨といえます。

**Q**／処理業者の能力の確認については、契約時に一度だけ行えばよいのでしょうか？

**A**／長期間に亘って契約期間が設けられているような場合には、契約時に確認するだけでなく、その後も適時に確認することが必要となります。

**Q**／処理業者は多くの排出事業者が処理を委託しているので、全体として能力を超過しているかどうかは分かりませんが、どのように確認すればよいのでしょうか？

**A**／自社の処分委託量が、処理業者の能力を超えていないかどうかを確認することで足ります。